

—埼玉県人権施策推進指針に基づいて—

# 埼玉県人権教育実施方針



埼玉県教育委員会

## 挨拶

21世紀は「人権の世紀」と言われるように、全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することは人類共通の願いです。しかしながら、いじめや児童虐待、女性への暴力など、誰もが持っている基本的な権利である人権を侵害し、個人の尊厳や生命までも脅かす行為が後を絶ちません。

埼玉県教育委員会では、埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を策定し、「生きる力を育て 絆を深める埼玉教育」の基本理念の下、次世代を担う子供たちの育成に取り組んでおります。その中で、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権尊重の理念を踏まえ、「人権を尊重した教育の推進」を施策の一つに掲げ、人権教育を推進する指導者を養成するとともに、指導内容・指導方法の改善などに努めてまいりました。

この「埼玉県人権教育実施方針」は、平成24年3月に改定された「埼玉県人権施策推進指針」の人権教育の基本的な方針に基づき、平成15年3月に策定した「埼玉県人権教育推進プラン」を改定したものです。今回の改定では、人権教育を推進する上での施策の方向性として、「あらゆる場を通じた人権教育の推進」「人権感覚の育成」「人権意識の向上」などを示す内容となっております。

学校を始めとする教育機関等におかれましては、本実施方針を活用し、児童生徒に人権尊重の精神を培う人権教育を推進して下さるようお願いいたします。また、市町村におかれましては地域の実情に応じ、本実施方針を参考にして、系統的・継続的に人権教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

結びに、改定に当たり、貴重な御意見をいただきました皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成25年2月

埼玉県教育委員会教育長

前 島 富 雄

---

---

## 目 次

---

---

I	改定に当たって	1
1	改定の趣旨	1
2	実施方針の性格	1
3	実施期間	1
II	人権教育の基本的な方針と重点目標	2
1	人権教育の基本的な方針	2
2	重点目標	3
III	学校等における人権教育	7
1	人権教育実施体制の確立	7
2	人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成	7
3	指導内容・指導方法の工夫・改善	8
4	教育相談体制の充実	10
5	教職員の研修の実施	10
6	学校等、家庭、地域社会相互の連携	11
IV	家庭、地域社会における人権教育	12
1	生涯学習の視点に立った人権教育の実施	12
2	人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実	13
3	人権教育を推進するための指導者の養成	13
4	学習機会の充実	13
5	地域に根ざした人権教育の実施	14
V	各人権課題に対する取組	15
1	女性	16
2	子供	17
3	高齢者	18
4	障害のある人	19
5	同和問題	20
6	外国人	21
7	H I V感染者等	22
8	犯罪被害者やその家族	23
9	アイヌの人々	24
10	インターネットによる人権侵害	25
11	北朝鮮当局による拉致問題	26
12	災害時における人権への配慮	27
13	様々な人権問題	28
VI	資料	29
1	埼玉県人権施策推進指針（平成24年3月）抜粋	29
2	用語解説	31

# I 改定に当たって

## 1 改定の趣旨

埼玉県は、平成14年3月に「全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指した、「埼玉県人権施策推進指針(以下「人権指針」という。)」を策定した。

この人権指針では、県における人権についての考えや県が進める人権施策の基本的な考え方、各種の人権施策の取組が示された。

埼玉県教育委員会では、この人権指針の教育の分野に基づき、学校、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するため「埼玉県人権教育推進プラン」(以下「推進プラン」という。)を作成した。特に、各人権課題を解決するための基盤となる「豊かな人権感覚」の育成に取り組んできたところである。

しかしながら、近年、いじめや児童虐待の増加、インターネット上での個人に対する誹謗や中傷等が社会問題となっている。さらには、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権問題が発生してきている。このような状況の中、これまでの人権施策の取組の成果や今後の課題を踏まえ、人権指針策定後に制定された法令等との整合を図るとともに、新たな人権課題に対応するため、平成24年3月に人権指針が改定された。

県教育委員会では、改定された人権指針に基づき、推進プランの見直しを行い、文部科学省の所管による「人権教育の指導方法等に関する調査協力会議」から出された「人権教育の指導方法等の在り方について」等を踏まえ、推進プランを改定することとした。なお、改定後の内容は、人権教育実施の方向性を示すものであることから、名称を「埼玉県人権教育実施方針」(以下「実施方針」という。)に変更する。

## 2 実施方針の性格

- (1) 人権指針のうち、県教育委員会、市町村教育委員会、学校等における人権教育の重点目標、取り組むべき施策や人権教育実施の方向性を示すものである。
- (2) 埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を踏まえたものである。

## 3 実施期間

人権教育については、長期的視点に立ち継続的に取り組んでいく必要があることから、実施期間を平成25年度から平成34年度までの10年間とする。

なお、学校等、家庭、地域社会の今後の状況や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

また、人権教育の実施状況に基づき、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるように努める。

## Ⅱ 人権教育の基本的な方針と重点目標

### 1 人権教育の基本的な方針

人権指針では、各人権課題の解決を目指し、学校等<sup>※</sup>、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進するための基本的な四つの方針を定めた。

1 県民が主体となる人権教育

2 生涯を通じた人権教育

3 人権感覚を培う人権教育

4 共生の心を醸成する人権教育

この人権教育の基本的な方針に基づき、実施方針では、県教育委員会、市町村教育委員会、学校等における重点目標を示し、人権教育を実施する。

---

※人権を尊重する心と態度を育てるには、幼児期の教育が重要な役割を担っていることから、人権教育実施の関係機関として幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に保育所を含めるため、「学校等」とする。

## 2 重点目標

### 1 県民が主体となる人権教育

県民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組めるよう人権教育を推進する。

#### 重点目標 (1) 「人権が尊重される社会を確立する担い手であることの認識を図る」

##### ア 人権尊重の理念についての理解

- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるという人権尊重の理念についての理解を図る。
- あらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を行い、人権が尊重される社会を確立する大切さについての理解を図る。

#### 重点目標 (2) 「人権問題を身近な問題として捉えるための、正しい理解を図る」

##### ア 人権問題の正しい理解

- 憲法、人権関係国際文書等における人権の概念及び人権が持つ価値についての理解を図る。
- より身近な事例に基づき、人権問題についての理解を図る。

##### イ 多様な体験活動や学習機会の充実

- 地域の実態に応じた多様な学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等を推進する。

#### 重点目標 (3) 「人権課題の解決に向け、主体的に取り組むための人権教育を推進する」

##### ア 主体的な取組の推進

- 一人一人の個性を伸ばす学習活動の充実を図る。
- 自ら考え、主体的に判断する力や実践力を育成するため、参加体験型学習を推進する。

##### イ 学習環境の整備

- 学習者の興味・関心、実態等に応じた弾力的な学習計画を作成する。
- 学習者の人権を尊重する視点に立って学習環境を整備する。

## 2 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校等、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、県民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進する。

### 重点目標 (1) 「発達段階を踏まえた学習に取り組む」

ア 発達段階を踏まえた学習計画の作成

- 幼児期からの発達段階に応じた学習計画を作成する。
- 学習者自身の身近な生活と結び付く、実態に応じた学習計画を作成する。

イ 学習内容、学習方法、学習機会の充実

- 幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした学習内容や学習方法の充実を図る。
- ライフスタイルに応じたあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を行う。

### 重点目標 (2) 「学校等、家庭、地域社会相互の連携を図る」

ア 家庭教育の重視

- 家族愛や親子の触れ合いの大切さについての理解を図る。
- 家庭における人権教育の大切さについての理解を図る。

イ 地域に根差した人権教育の取組の充実

- 地域住民に人権教育の機会を提供し、参加・交流できる学習を推進する。
- 学校や社会教育施設を中心として、学校等、家庭、地域社会が相互に連携を図り、人権教育に取り組む。

### 3 人権感覚を培う人権教育

県民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権感覚を身に付け、人権への配慮が態度や行動に現れるような県民の育成を図る人権教育を推進する。

#### 重点目標 (1) 「人権を尊重することの重要性について理解を図る」

##### ア 人権についての学習

- 人権の概念及び人権が持つ価値についての学習を実施する。

##### イ 人権課題についての学習

- 人権課題の解決に向けて、様々な人権問題についての理解を図る。
- 学習計画に人権の視点を明確に位置付け、意図的・計画的に人権課題についての学習を実施する。

#### 重点目標 (2) 「人権感覚を育成するための参加体験型学習を実施する」

##### ア 「人権感覚育成プログラム」の活用

- 人権が持つ価値や重要性を受け止めるような感性や感覚を育成するため、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施する。

##### イ 発達段階や実態を踏まえた参加体験型学習の実施

- 人格形成の早い時期から、人権感覚の育成を図る。
- 発達段階や実態に応じて参加体験型学習を系統的に展開し、継続的に行う。

#### 重点目標 (3) 「人権感覚を人権課題解決に向けた実践力につなげる」

##### ア 自他の人権を守ろうとする実践力の育成

- 自他の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図る。
- 自己の大切さを自覚し、誰もが安心して、自由に生きる権利を持っていることを実践的に学べる機会を提供する。

##### イ 実際の行動に結び付ける実践力の育成

- 人権感覚と知的認識とを結び付け、問題状況を変えようとする人権意識を育て、実践力につなげる。
- 人権課題の解決に向けて計画的な学習を進め、その解決のために取り組もうとする実践力を育成する。

## 4 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くための人権意識を高め、自己実現を目指す行為や多様な考えを認め合う等、共生の心を醸成する人権教育を推進する。

### 重点目標 (1) 「自他の人権についての正しい理解を図り、その権利の行使に伴う責任への自覚を促す」

#### ア 自立心の育成

- 主体的に生きるライフスタイルの確立のため、自らの考えで行動しようとする自立心を育てる。
- 個性や能力を伸長する意義を理解し、自らを高めようとする姿勢や態度を育てる。

#### イ 共生社会の理解

- 共生社会とは、人権を尊重し合う社会であり、共生社会の実現には社会的責任が伴うことについての理解を図る。
- 自ら選択した行動の結果には、社会的責任が伴うことについての理解を図る。

### 重点目標 (2) 「人権意識の向上を図る」

#### ア 自他の人権を守ろうとする人権意識の向上

- 人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識の向上を図る。
- 自他の人権を守り、人権侵害を予防・解決するために必要な実践力の向上を図る。

### 重点目標 (3) 「望ましい人間関係を築き、社会参加を促進する」

#### ア 望ましい人間関係の構築

- 様々な人々との出会いや交流を重ねることにより、望ましい人間関係を築くことの大切さについての理解を図る。
- コミュニケーション能力の育成を図るとともに、社会のルールや基本的なマナーが必要なことについての理解を図る。

#### イ 社会参加への促進

- 自分と他者をつなぐ「共生の心」を育むために、豊かな人間関係を築く楽しさや素晴らしさに気付くような社会参加の機会を増やす。

### Ⅲ 学校等における人権教育

学校等における人権教育のねらいを定め、具体的に実施する。

#### 学校等における人権教育のねらい

人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子供を育成する。

#### 1 人権教育実施体制の確立

##### (1) 人権教育目標の設定

人権教育目標の設定に当たっては、教育目標との関連を図るとともに、人権教育が目指す子供像を明らかにし、教育活動に位置付ける。

その際、次の点に留意する。

- 幼児、児童生徒、保護者、地域住民の人権に関する実態を把握する。
- 関係法令、国、県、市町村の人権教育施策等を踏まえる。

##### (2) 校内等の実施体制の充実

子供の発達段階に応じて、全教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切に教育を推進するための学習環境を整備する。また、人権教育実施のための全体計画を作成し、内容に関わる企画・調整、人権教育の具体的な進め方及び教職員研修の企画・立案等を組織的に検討する。

##### (3) 研究の推進

研究の推進に当たっては、幅広い観点から実践的な研究を行い、組織的に推進することで子供の変容を促す指導内容・指導方法の工夫や改善を図る。

組織の在り方については、学校等の実態に応じて工夫し、全ての教職員が関わり、指導内容・指導方法を共有できるようにする。

#### 2 人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成

##### (1) 人権教育上の視点の設定

人権教育を実施するための効果的な手法として、「法の下での平等」「個人の尊重」という人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別적인視点からのアプローチがある。学校等においては、それらの取組について、身に付けさせたい知識・技能・態度を人権教育上の視点として定め、人権教育の実施に生かしていく。

##### (2) 全体計画の作成

幼児、児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標を設定し、人権教育の全体計画を作成する。

- 人権教育目標や実施の方針、重点課題等を設定する。
- 学校等や地域の特色を生かした取組、ボランティア活動、社会体験、自然体験等

の体験活動の充実や様々な人との交流活動の在り方を示し、子供の発達段階に応じた人権教育を実施する。

- お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心等の豊かな人間性の育成に重点を置く。
- 同和問題については、人権課題の中に位置付け、心理的差別の解消に視点を当てる。

### (3) 年間指導計画の作成

年間指導計画の作成に当たっては、人権教育の視点を明確に位置付け、年間を通じて計画的に実施する。

- 地域の実態を踏まえ、子供の発達段階に応じて、個別の人権課題への取組を踏まえた年間指導計画を作成する。
- 各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間のねらいとの関連を図る。

## 3 指導内容・指導方法の工夫・改善

### (1) 発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善

人権教育を実施するに当たっては、子供の発達段階に応じた、実践的・先進的な研究を行うとともに、参加体験型学習等、子供の主体的な学習活動を促す指導内容・指導方法について工夫・改善する。

発達段階ごとに身に付けさせたい資質や態度は、以下のとおりである。

#### 身に付けさせたい資質や態度

##### <幼稚園、保育所>

幼稚園や保育所では、遊びを通して豊かな心を育成する。遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にできる感情とともに他の人も思いやることのできるような社会的共感能力の基礎を育成する。

その際、幼児に身に付けさせたい内容として、子育ての目安「3つのめばえ」の活用を図る。

また、教職員や周囲の大人との信頼関係が極めて重要であることから、信頼関係に基づく生活が、幼児の豊かな人権感覚を養うことに配慮する。

##### <小学校>

小学校においては、全教育活動を通じて、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成する。そのためには、児童一人一人が、主体的に活動する態度や自ら学び、自ら考える力を育成し、お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心等の豊かな人間性を養う。

また、インターネットによる人権侵害等の課題について理解し、情報モラル教育の充実を図る。

#### <中学校>

中学校においては、小学校教育の基盤の上に立って、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成し、身近にある偏見や差別に気付き、解決しようとする積極的な態度を養う。さらに、社会の中に存在する具体的な人権問題について調べ、自らの行動を通して解決しようとする態度を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

#### <高等学校>

高等学校においては、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、人間尊重の精神を具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、民主的、平和的な国家・社会の一員となるための資質を養う。特に、これまでの学習を踏まえ、様々な人権問題を解決し、人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

#### <特別支援学校>

特別支援学校においては、子供一人一人の障害の状態及び特性等に応じ、具体的な指導目標や指導内容により、きめ細かな指導を行い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる豊かな心を育成する。また、個々の発達状況に応じて、人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

### (2) 体験的な活動の推進

「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施し、人権感覚を育成することで、自他の人権を守るための実践力を身に付ける。また、人権教育を実施する上で、学校間の連携や交流を図るとともに、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実や様々な人との交流活動を積極的に取り入れ、お互いを正しく理解し、共に支え合う態度を育てる。

### (3) 道徳教育の充実

道徳の全体計画と年間指導計画の中に、人権教育との関連を位置付け、児童生徒の発達段階に応じた豊かな心を育てる体験活動や実践的活動を一層充実させる。また、本県の特徴を生かした「彩の国の道徳」等の資料を活用し、人権教育を実施する。

### (4) 総合的な学習の時間の工夫

人権教育の実施に当たっては、多様な学習形態、指導体制を工夫し、地域の人々の協力を得る等、地域の学習機関や学習環境を積極的に活用する。

#### (5) 人権教育に関する学習教材の整備

人権問題に関する教材を選定・開発し、必要に応じて継続的に増補・改定し、人権教育に関する学習教材の整備を行う。

- 子供の主体的な学習が促されるよう、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の学習形態や手法等を取り入れる教材の選定・開発を行う。
- 子供が、身近な人権問題の不合理性に気付くとともに、様々な人権問題を分かりやすく学べる教材の選定・開発を行う。

### 4 教育相談体制の充実

#### (1) 研修を生かした教育相談体制の充実

総合教育センターや教育委員会で行われる生徒指導・教育相談研修会の修了者が各学校等において中心となり、子供の悩みや不安等を解消するために、学校教育相談体制の充実を図る。

#### (2) 連携を密にした教育相談体制の充実

相談員やスクールカウンセラーとの連携を密にし、子供の理解を深める教育相談体制の充実をめぐる。

#### (3) 関係機関との連携の強化

スクールソーシャルワーカー等とともに専門的な指導・援助が得られる関係機関との連携に努める。特に子供の健全育成、人権課題の解決に関しては、関係機関との連携を強化するとともに教育相談以外の関係機関との連絡も強化する。

### 5 教職員の研修の実施

#### (1) 計画的・継続的な研修の実施

人権教育の実施に当たっては、人権教育に関わる教職員研修を計画的・継続的に実施する。

- 人権及び人権問題の正しい理解を図り、人権課題の解決に向けて意識を高める。
- 日常の教育活動においても豊かな人権感覚を身に付け、あらゆる教育活動を展開し、人権を尊重する教育に取り組む。

#### (2) 指導力を高める研修の実施

人権教育を効果的に実施するためには、教職員の指導力を高める研修を実施する。

- 事例研修会、授業研究会、研修報告会等を計画的に実施する。
- 人権課題ごとの指導者を招き、個別の人権課題についての理解を深める研修を実施する。

#### (3) 「人権感覚育成プログラム」の活用

自他の人権を守るための実践力の向上を図るために、豊かな人権感覚を身に付ける。

- 「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の充実を図る。

- 「人権感覚育成プログラム」を活用して豊かな人権感覚を育成し、自他の人権を尊重し合うことができるようにする。

## **6 学校等、家庭、地域社会相互の連携**

### **(1) P T A活動等への位置付け**

P T A活動や保護者会を通して、学校等における人権教育への取組を促進し、保護者の人権感覚を育成する。そのため、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習をP T A活動等に計画的に位置付けて実施する。

### **(2) 家庭との連携**

家族愛や親子の触れ合いの大切さを呼び掛けるとともに、積極的に情報を提供して相談の機会を設けたり、「家庭用『彩の国の道徳』」等の資料の活用を呼び掛けたりして、家庭との連携を密にする。

### **(3) 地域に開かれた学校等としての役割**

地域住民の人権尊重の意識を高めるために、教職員が地域での学習の講師を行う。また、学校等で発行する通信や保護者向け人権啓発資料を通じた情報提供や学校開放等を積極的に実施し、学校等、家庭、地域社会の連携を強化する。

## IV 家庭、地域社会における人権教育

家庭、地域社会における人権教育のねらいを定め、具体的に実施する。

### 家庭、地域社会における人権教育のねらい

県民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、人権を尊重し合う共生社会の実現に努める。

#### 1 生涯学習の視点に立った人権教育の実施

##### (1) 継続的な人権教育の実施

人権教育は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とし、自己の実現や活力ある地域社会づくりのため、継続的に行う。

##### (2) 学習機会の提供・充実

これまで取り組んできた学習方法を見直し、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を育成できる学習機会を提供し、充実させる。

- 住民のライフスタイルを考慮し、学習者が積極的に参加できる機会の充実を図る。
- 自治会をはじめ住民の自主的な活動やPTA等の活動と連携を図る。
- 身近な人権課題や年齢層に合わせた人権課題、学習が必要とされる人権課題等を取り上げて、幅広い年齢層に対応できるように工夫する。
- 「人権感覚育成プログラム」を活用できる指導者の育成を図り、「人権感覚育成プログラム」を活用した学習の充実を図る。
- 「人権感覚育成プログラム」を活用し、豊かな人権感覚を培い、自他の人権を尊重し合うことができるようにする。

##### (3) 学習教材の開発・提供

これまでの学習教材の見直しを図り、様々な人権問題を理解し、人権課題解決のために行動ができるような教材の開発・提供を行う。

- 学習が単に知識の習得にとどまらず、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚が身に付くような内容とするため、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施する。
- 様々な人権問題を共感的に理解し、自分自身の課題として捉えられる学習教材を開発・提供し、人権感覚を育成する。

## 2 人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実

### (1) 家庭教育の重要性の認識

家庭教育の充実を図り、人権教育の基盤を作る。

- 家庭は、子供の成長にとって、その基礎的な資質や能力を培い、人格を形成する上で重要な場であり、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断等の基礎を育む場でもあることの認識を持てるようにする。

### (2) 学習機会の提供・充実

豊かな人権感覚が身に付くように、家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図る。

- 家庭が果たす役割についての情報を提供したり、子育て等についての学習機会を提供したりする。
- 多様な地域活動を展開することにより、親子の触れ合いや子育ての問題等、身近な問題について情報交換が行える地域コミュニティ作りを支援・充実させる。

### (3) 幼児期の教育・小学校教育相互の連携

家庭の中で育てられた思いやりの心や生命を尊重する心等を更に育むために、幼稚園、保育所、小学校が連携を深める。

## 3 人権教育を推進するための指導者の養成

### (1) 様々な人権課題に対応できる指導者の養成

人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するために、個別の人権課題について幅広い識見を持つ指導者を養成する。また、学習者の価値観やニーズの多様化に合わせ、具体的な内容を系統的に組み立て、効果的な学習を実践できる指導者を養成する。

### (2) 地域社会において先頭に立って実施していく指導者の養成

人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付け、地域社会において人権課題の解決に向け先頭に立って人権教育を実施することのできる指導者を養成する。

### (3) 人権教育推進のための人材バンクの整備・充実

養成した指導者を人権教育推進の人材バンクとして登録・整理する。その際、登録した指導者を生かすことができる場の設定や確保を行う。

## 4 学習機会の充実

### (1) 地域の実態に応じた学習の実施

地域の実態に応じ、個別の人権課題に対応した講師を招いた研修会を実施する。また、豊かな人権感覚が身に付けられるような「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の実施や身近な人権問題についての意見交換をする等、創意工夫した

学習を実施する。

## (2) ボランティア活動、福祉活動の充実

子供の社会性や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、社会奉仕体験活動・自然体験活動等をはじめとする多様な体験活動を充実させる。また、そのための環境整備を図る。

## (3) 参加体験型学習の実施

学習を通して、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付ける。

- 学習者自身がお互いの気付きや考えを共有しながら学習活動に参加することのできる参加体験型学習を実施する。
- 今までの講義形式の学習に加え、ディベート、ロールプレイ、フィールドワーク等の学習を効果的に組み合わせて実施する。

## 5 地域に根ざした人権教育の実施

### (1) 学校等、家庭、地域社会相互の連携

学校等、家庭、地域社会相互の連携は、今後一層求められることから、一人一人が大切にされる地域コミュニティ作りに向け、学校等、家庭、地域社会それぞれが持つ役割を担いつつ、お互いに連携・協働した取組を進める。

### (2) 開かれた学校等を目指した支援

地域には、年齢・性別・国籍等、様々な違いを持った人々が暮らしており、趣味や特技、専門的な知識や技能もそれぞれ異なっている。こうした地域が持っている人的資源を生かしながら、人権課題の解決を図る。

また、学校等は地域社会の教育文化施設として大きな役割を果たしてきたことから、学校等の持つ人的・物的な資源を生かしながら、課題の解決に向け、学校等と地域が相互に連携する体制を整備する。

### (3) 企業やNPO等との連携

企業やNPO等では、人権教育や啓発、更に人権擁護の分野において、幅広い取組が行われている。これらの豊富な知識や経験を学校等での学習内容に取り入れることが必要である。人権教育をより一層効果的に推進していくためには、既存組織との連携強化のみならず、企業やNPO等と積極的に連携する。

## V 各人権課題に対する取組

平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」<sup>※</sup>では、各人権課題に関する取組について「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」と示されている。

そこで県教育委員会では、人権指針を踏まえ、「女性」、「子供」、「高齢者」、「障害のある人」、「同和問題」、「外国人」、「H I V感染者等」、「犯罪被害者やその家族」、「アイヌの人々」、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮当局による拉致問題」、「災害時における人権への配慮」、「様々な人権問題」を解決するために、学校等、家庭、地域社会を通じて、人権教育を実施する。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って更に困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取組が必要となっている。

---

※人権教育・啓発に関する基本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的な推進を図るため、国が策定するものである。

## 1 女性

### (1) 現状と課題

女性の人権の確立は、昭和54年の国連総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されて以降、国際的に取り組まれてきた。

国内においては、「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月公布・施行)に基づき「男女共同参画基本計画」(平成12年)が閣議決定された。(第2次 平成17年、第3次 平成22年)

埼玉県では平成12年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定した。これに基づき「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定し、平成19年2月には見直しを行った。平成24年7月には新たに「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定した。

女性に関する課題として、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や性別による固定的な役割分担意識に基づくものが見受けられる。

セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、職場での差別的な処遇等の課題も多く残されている。更に、夫・パートナーからの暴力(DV)やストーカー行為等の女性に対する暴力が深刻化するとともに、インターネット等のメディアにおける性・暴力表現等の女性の人権を侵害する情報が増加している。

男女共同参画社会を実現するために、今後更に、積極的に関係機関、企業等との連携を図りながら、人権教育・啓発、相談・支援等の施策を総合的に推進していく必要がある。

### (2) 女性に関する人権教育の推進について

女性に対する人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中にある差別意識や男女の固定的な性別役割分担意識を見直し、女性の人権が尊重されるとともに、男女平等観の形成を図るための人権教育を推進する。

#### 学校等における推進方策

- 性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するための学習の充実を図る。
- 教育活動全体を通じて、男女平等の重要性、男女の相互理解と協力についての学習を充実する。
- 子供が主体的に取り組めるような学習教材の開発・整備を行う。
- 女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、創意工夫した学習機会の充実を図る。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 男女共同参画の意識を育み、性別による固定的な役割分担意識に捕らわれない家庭教育が促進されるようにする。
- 男女平等についての学習や活動に対して指導・助言できる人材を養成する。
- 女性の生涯にわたる学習機会の拡大を図り、社会参画を促進する。また、男性の育児・家事への参加を促進する学習機会の充実が図れるよう既存の組織、企業、NPO等と連携する。

## 2 子供

### (1) 現状と課題

「児童の権利に関する条約」では、子供を権利の主体として位置付けており、子供の尊厳や生存、保護、発達等の権利を保障している。

しかし、少子化や核家族化の進行、家庭の教育力の低下、価値観の多様化等、社会環境が大きく変化し、問題も複雑、多様化している。また、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫や性の商品化等の問題が発生している。

### (2) 子供に関する人権教育の推進について

子供の人権を守るためには、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、子供の権利を尊重する社会作りのための人権教育を推進する。特に、児童虐待、いじめ等、深刻な権利侵害に対して、福祉、保健、教育、警察等の関係機関が、家庭や地域社会と連携し、子供の権利が尊重され、守られるような環境を作る。

#### 学校等における推進方策

- 子供の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にしたい学校等の運営や教育指導が行われるよう配慮する。
- 自他の権利を大切にするとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての学習を実施する。
- 暴力行為やいじめ、不登校等の問題の解決に向け、相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る教育相談体制の整備に努める。
- 「いじめ撲滅宣言」に基づき、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・早期解決に努める。また、必要に応じて、関係機関と協力して早期解決を図る。
- 教職員による子供の人権を侵害する行為が行われることのないよう研修を充実する。
- 児童虐待防止に向けた適切な対応が行われるよう、虐待の早期発見・早期対応について教職員の共通理解・共通行動を図る。
- 子供の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 子育て中の親を対象とする相談体制や学習機会の充実、指導者の養成・人材活用促進等を総合的に行い、子育て支援の充実を図る。
- 子供の健やかな成長を図るため、地域社会で子供を育てる環境作りに努める。
- 子供の権利を尊重し、保護するため、福祉、保健、教育、警察等の関係機関と家庭や地域社会とが連携できる環境作りに努める。

### 3 高齢者

#### (1) 現状と課題

日本社会の高齢化は、急速に進行しており、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害等、様々な問題が発生している。更に、高齢者に対する悪徳商法や財産奪取等の犯罪が増加している。

また、高齢者を年齢により、一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限により、高齢者の働く場が十分に確保されていないこと等が指摘されている。高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいと喜びを持ち、安心して生涯を送ることができる社会を構築することが重要である。

#### (2) 高齢者に関する人権教育の推進について

高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者が自らの意思に基づき、知識や経験を生かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるようにする。また、社会を支える重要な一員として各種の社会的活動に積極的に参加できるような人権教育を推進する。

##### 学校等における推進方策

- 高齢化の進行を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる。
- 高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める学習を推進する。
- 優れた知識・経験等を持つ高齢者を指導者として活用する。
- 高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会を充実する。

##### 家庭、地域社会における推進方策

- 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築を目指し、高齢者の福祉について関心と理解が深められるよう、学習機会を体系的に整備・充実する。
- 子供から高齢者までの幅広い世代が触れ合い、交流する「世代間交流」を推進する。
- 高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める機会を提供する。

## 4 障害のある人

### (1) 現状と課題

障害のある人が自らの意思で自由に行動し生活するには、様々な障壁がある。障害のある人に対する偏見や差別の問題、働く場が十分に確保されていないことや障害のある人の入居・入居拒否、家庭内あるいは施設や医療機関での身体拘束や虐待等の問題が指摘されている。

そうしたことを踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行された。

今後も、障害に対する正しい認識と理解を持ち、障害のある人もない人も共に生きる仲間という関係を構築することが必要である。

### (2) 障害のある人に関する人権教育の推進について

障害のある人のライフステージの全ての段階において、社会を構成する一員として活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が保障され、自由に活動し、生活できる社会の実現と、障害のある人の人権を尊重する社会作りに努める。

#### 学校等における推進方策

- 特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人一人の障害の状況、能力及び特性等に応じた指導の充実を図る。
- 障害のある子供に対する理解と認識を促進するため、幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校、特別支援学校における交流及び共同学習を実施する。
- 各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、障害理解教育を推進する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 学校等、家庭、地域社会の連携を図りつつ、障害のある人の自立と社会参加を促進する学習を推進する。
- 障害のある人に対する理解を深め、福祉の問題等への理解を図る学習機会を提供する。

## 5 同和問題

### (1) 現状と課題

昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、同和地区における生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実等、積極的に取り組まれてきた。その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了する等、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別の解消はほぼ達成された。

心理的差別については、着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象の発生がみられる等、未だに課題として残っている。

特に、近年の情報化の進展に伴い、インターネットの掲示板等への差別的な書き込みの発生等、部落差別に関する状況の変化が生じている。

これらのことを踏まえ、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。

また、時として発生する「えせ同和行為」は同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの啓発効果を一挙に覆すことになる。

今後も、これらの課題の解消を目指し、これまでの同和教育・啓発活動によって積み上げられてきた成果を踏まえて、同和問題を人権課題の一つとして捉え、引き続き人権教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要である。

### (2) 同和問題に関する人権教育の推進について

これまでの同和教育は、同和問題だけでなく、子供、女性、障害のある人等の様々な人権課題に取り組むことで、人々の人権意識の高揚を図ってきた。今後も、同和教育を人権教育の中に位置付け、同和問題の課題である心理的差別の解消に視点を当てた内容として実施する。

#### 学校等における推進方策

- 子供及び地域の実態を把握し、心理的差別の解消を図る学習を推進する。
- 子供の発達段階に応じて、同和問題の正しい理解を図る。
- 部落差別を正しく認識し、共感的理解を図るとともに、差別をなくしていくことのできる子供を育成する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 心理的差別の解消に向けて、県民の意識が高まるような、参加体験型の学習を実施する。

## 6 外国人

### (1) 現状と課題

国際化の著しい進展に伴い、海外からの外国人住民が増え続けている。

本県における在留外国人数は、平成29年6月末現在、160,026人と、県人口の約2.2%を占めている。こうした中、外国人住民は、日本語能力が十分でない等の様々な不安を抱えるとともに、お互いの理解不足による偏見や差別も見受けられる。

そこで、埼玉県では、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考えに基づき、平成29年4月、「埼玉県多文化共生推進プラン（平成29年度～平成33年度）」を策定した。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動である「ヘイトスピーチ」の解消に向けた取組を推進するため、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

これらのことを踏まえて、外国人住民を地域の一員として受け入れ、国際理解を深めるとともに、外国人住民も安心して生活できる環境作りが必要である。

### (2) 外国人に関する人権教育の推進について

外国人住民が国籍や文化の違いにかかわらず、誰もが基本的人権が尊重されるとともに、外国人住民が快適で生き生きとした豊かな生活を送れる社会作りと、日本人と外国人住民がお互いの人権を尊重し合う人権教育を推進する。

#### 学校等における推進方策

- 国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、広い視野を持ち、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする態度を育成する。
- 外国人の子供に対して、日本語学習指導をはじめ、適切な支援をするとともに、人権に配慮する。
- 国家、民族、人種に対する偏見や先入観を排除して、お互いの基本的人権を尊重し合う態度を育成する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 教育施設等を利用し、諸外国の文化、伝統等を理解するとともに、広い視野を持って異文化を尊重する態度を育成する学習や交流を深める機会を提供する。
- 外国人住民が地域で生き生きと豊かに暮らせるようにするための、日本語学習等の講座を提供する。

## 7 HIV感染者等

### (1) 現状と課題

エイズ患者やHIV感染者に対する偏見と差別は、まだ十分に解消されたとは言えず、HIVに感染したことが明らかになると、退職を余儀なくされたり施設への入所を拒否されたりする場合もある。

ハンセン病やその他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や普及啓発活動が行われているが、十分に理解されているとはいえない。

### (2) HIV感染者等に関する人権教育の推進について

エイズやHIVについての正しい知識・理解の普及に努めるとともに、主な感染経路が性的接触であることから、性に関する指導と連携した人権教育が必要である。

また、平成13年5月11日の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」熊本地方裁判所判決以降、厚生労働省をはじめとして各県でハンセン病についての正しい知識の普及・啓発、ハンセン病患者・元患者の名誉回復の取組が進められているが、更に一層の人権教育・啓発が求められている。

#### 学校等における推進方策

- 性に関する指導において、エイズやHIVについての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、各教科、道徳、特別活動等の特性を生かしつつ、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別について相互補完的な指導の充実を図る。
- ハンセン病に関する啓発資料、各種広報活動、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 医師会や各種相談機関との連携を強化し、患者に対する誤解や偏見を取り除くとともに、患者や家族等の人権に十分配慮した教育を推進する。
- ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別意識の解消を目指した人権教育・啓発を推進する。

## 8 犯罪被害者やその家族

### (1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生ずる精神的、経済的な被害を受けている場合が多く、その後の捜査等の過程で精神的被害が更に大きくなる場合やマスメディアの行き過ぎた取材や報道によって人権が侵害される場合もある。

また「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」等が施行され、犯罪被害者の保護や国民が利用しやすい司法制度の実現に向けた取組が始まった。平成23年3月に閣議決定された「第2次犯罪被害者等基本計画」では、性犯罪被害者支援のための多数の施策が掲げられている。

### (2) 犯罪被害者やその家族に関する人権教育の推進について

犯罪被害者に対する各種の支援体制は未だ十分とは言えず、行政・司法・民間の機関・団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権の保障を図るとともに、県民が犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協力していくことが必要である。

#### 学校等における推進方策

- 犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める教育を推進する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 犯罪被害者やその家族の直接的な被害と、精神的、経済的等の様々な被害について理解し、犯罪を未然に防ぐための取組と人権侵害の責任の重さについて学ぶ機会を提供する。

## 9 アイヌの人々

### (1) 現状と課題

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が平成9年7月に施行、平成19年9月には、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国際連合総会において採択され、平成20年6月には、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において採択された。しかし、アイヌの人々に対する理解不足等から生じる偏見や差別は残っている。

### (2) アイヌの人々に関する人権教育の推進について

アイヌの歴史や伝統、文化等について、正しい理解を促進していく必要がある。

#### 学校等における推進方策

- アイヌの人々に対する理解不足から生じる偏見や差別を解消するために、アイヌの歴史や伝統、文化等について学び、正しい理解を深める教育を推進する。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- アイヌの歴史や伝統、文化等についての学習を実施し、アイヌの人々への誤解や偏見、差別意識の解消を図る。

## 10 インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしている。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する等、生活は便利になった。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載される人権問題が発生している。また、安易に個人情報を発信したり、有害サイトを利用したりしたことから犯罪に巻き込まれる事件も発生している。

平成14年5月の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任制限法)」の施行により、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し、被害者救済が図られることになった。

また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が平成21年4月から施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が行われている。

### (2) インターネットによる人権侵害に関する人権教育の推進について

インターネットや携帯電話の利用上のルールやマナー、個人のプライバシー等に関する正しい理解についての学習を推進する。また、子供への情報モラル教育を充実させるとともに、教職員や保護者に対しては、インターネットや携帯電話を利用する際の危険性等について研修を行い、子供が加害者にも被害者にもならないようにする。

#### 学校等における推進方策

- 発達段階に応じてインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、情報モラル教育の充実を図る。
- インターネットや携帯電話による人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付ける。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を充実する。

## 11 北朝鮮当局による拉致問題

### (1) 現状と課題

平成14年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現した。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきたが、平成20年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束した。しかし、その後、実行されないままとなっている。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者等、多数の方々の存否がいまだに確認されていない。

### (2) 北朝鮮当局による拉致問題に関する人権教育の推進について

拉致問題は重大な人権侵害であることから、県民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要である。

#### 学校等における推進方策

- 子供の発達段階や学校等、家庭、地域社会の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉えさせる取組を推進する。
- 人権教育の視点に立ち、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を基盤に据えた取組を行う。
- 文部科学省選定作品「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」等を活用し、拉致問題についての関心を深める。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 拉致問題についての正しい理解を図り、人権課題の一つとして関心と認識を深めるための取組を推進する。

## 12 災害時における人権への配慮

### (1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、特に東北地方において多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変させ、生活と心の苦しみをもたらしただけでなく、農業、製造業、観光業等が風評被害に見舞われた。

被災した人たちが安らぎを得たはずの避難所において、プライバシーが保護されないという問題が生じた。また、高齢者、障害のある人、子供、外国人等のいわゆる「災害時要援護者」や女性の避難所生活での配慮が問題になった。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見から原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、子供が避難先の学校でいじめられたりする問題が起こったという新聞等による報道があった。

### (2) 災害時における人権への配慮に関する人権教育の推進について

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、県民一人一人が人権への配慮について関心と認識を深めることが必要である。

#### 学校等における推進方策

- 災害時における人権への配慮について正しい理解を図る。
- 被災地域からの人たちの人権を尊重し、温かく接することができる態度を身に付ける。

#### 家庭、地域社会における推進方策

- 被災地域からの人たちに対して過剰に反応せず、お互いの人権を尊重し、共生社会の一員としての自覚をもって適切に対応できる態度を身に付ける。

## 13 様々な人権問題

これまで述べてきた12項目の人権課題のほか、次のような人権問題に対応していく。

### ◇ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する、地域社会からの偏見や就労の問題がある。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進する。

### ◇ 性同一性障害をはじめとした性的マイノリティ

性同一性障害をはじめとした性的マイノリティに対する差別や偏見により、就学就労等社会生活上の制約を受ける問題が生じている。そのため、性同一性障害をはじめとした性的マイノリティに対する正しい理解を深め、本人や家族の心情に十分配慮した対応を行えるよう、学校等に対する支援を継続して行っていく。

### ◇ ホームレスの人権

ホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受ける等の人権問題が生じている。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進する。

### ◇ プライバシーの侵害

犯罪被害者やその家族、少年事件等の加害者及び被害者本人へのマスメディアの行き過ぎた取材や報道、インターネット等によるプライバシーの侵害が指摘され、人権が侵害される場合がある。そのため、情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を充実する。

### ◇ その他

非正規雇用等による生活困窮者問題、強制労働等を目的とした人身取引等について、正しい理解を深める教育を推進する。

## VI 資料

### 1 埼玉県人権施策推進指針（平成24年3月）抜粋

#### (1) 学校等における人権教育

##### 【現状と課題】

学校等においては、子供たちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるため、一人一人を大切にすることを推進する必要があります。

これまで、学校等では人権に関する様々な課題について、子供たちが授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われてきました。しかし、いじめの問題などに見られるように、子供たちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分浸透していない面があります。

このような中、生命を大切に、自他の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要です。

##### 【施策の展開方向】

子供たちの発達段階に即しながら、教育活動全体を通じて一人一人を大切にすることを推進し、基本的人権を尊重し主体的にあらゆる人権問題を解決しようとする子供たちの育成を目指します。

#### ① 発達段階に応じた人権教育の推進

人権教育の視点に立ち、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで、目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権に関する知的理解に加え人権に対する感性や人権感覚を育てます。

##### ア 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

自他の個性を認め合い、共に学ぶことや活動することの大切さ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

##### イ 体験的な活動の充実と家庭や地域社会との連携

子供たちの発達の特性を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動、高齢者や障害のある人等との交流など、豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

##### ウ 幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校、特別支援学校の連携による人権教育の推進

幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てます。特に、幼児期の教育については人格形成の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼稚園と保育所、小学校との一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

#### ② 人権教育の研究推進

人権を尊重する心と態度を育てるための教育の在り方について、幅広い視点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の工夫・改善を図ります。

#### ③ 教育相談体制の充実

相談員の配置やスクールカウンセラーの派遣など、子供たちの理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

#### ④ 教職員に対する研修会等の充実

人権に関する研修会の実施や学習資料、指導資料などの作成・配布、人権教育の研究指定校による実践的な取組、児童虐待防止に向けた研修などにより、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ります。

## (2) 家庭、地域社会における人権教育

### 【現状と課題】

家庭や地域の人々が日常生活を通じて、豊かな人権感覚を身に付け、公正・公平に行動することなどを、自らの姿勢や行動をもって、子供に示していくことが求められています。

これまで、公民館等の社会教育施設を中心に、人権に関する多様な学習機会が提供されてきました。参加者は、様々な人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現に向けて努力してきました。

この成果を生かしながら、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、更に理解を深めるとともに、学習意欲を喚起する指導内容や指導方法を工夫・改善していくことが必要です。

### 【施策の展開方向】

家庭や地域社会の中の身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めます。

また、人権に関し幅広い識見のある人材の活用とともに、人権教育の指導者の養成を図ります。

#### ① 家庭教育における人権感覚の定着と支援体制の充実

人権教育は家庭から始まります。家庭において生命の大切さや人権を守ることを親が教えることなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、子育てに関する相談体制の整備、親子の触れ合いを深めることができる体験活動等の充実及び家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

#### ② 地域社会における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、地域住民の人権意識を高める学習機会を提供したり、参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実に努めます。

#### ③ 人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践活動に結び付くよう、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図ります。

#### ④ 人権教育指導者の養成と研修の充実

学校等、家庭、地域社会が一体となって総合的な取組を行うためには、指導者の養成と充実に努めることが重要です。人権尊重の精神を普及させ、人権問題の解決に向けて理解から行動へ結び付く研修等を充実するとともに指導者の養成を図ります。

## 2 用語解説

### 人権

人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月）から抜粋  
全て人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利。

「埼玉県人権施策推進指針」（平成24年3月）から抜粋

### 人権教育

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、  
「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月）から抜粋

### 人権啓発

「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、  
「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月）から抜粋

## 人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

「人権教育指導方法等の在り方について」第一次とりまとめ（平成16年6月）から抜粋

## 人権感覚

人権の価値やその重要性に鑑み、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚。

「人権教育指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ（平成18年1月）から抜粋

## 人権意識

人権感覚が健全に働く時、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする意識。

「人権教育指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ（平成18年1月）から抜粋

## 人権課題

人権侵害の個別的課題のこと。埼玉県では、人権課題を「女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮、様々な人権問題」としている。

「埼玉県人権施策推進指針」（平成24年3月）を参考

## 人権問題

人権侵害に関する問題のこと。例えば、女性の人権問題では、夫、パートナーからの暴力（DV）やセクシャルハラスメント等があり、子供の人権問題では、児童虐待やいじめ等がある。

「埼玉県人権施策推進指針」（平成24年3月）を参考

## 共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会であるとともに、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である。

「障害者基本計画に基づく『重点施策実施5か年計画』」（平成19年12月）を参考

## 人権感覚育成プログラム

人権感覚を育むための参加体験型学習を組み入れた人権教育の学習プログラム。埼玉県教育委員会では、平成20年3月に児童生徒の人権感覚を育むための学校教育編、平成21年3月に保護者や地域住民の人権感覚を育むための社会教育編を発刊した。

「『自分』『人』彩発見プログラム 人権感覚育成プログラム」  
学校教育編（平成20年3月）、社会教育編（平成21年3月）を参考

## 参加体験型学習

参加者が主体的に取り組めるよう、体験的な活動を組み入れる等、工夫された学習。手法例としては、シミュレーションのような疑似体験、ロールプレイのような役割演技のようなものやブレインストーミングのような討議でアイデアを出し合うものがある。

「『自分』『人』彩発見プログラム 人権感覚育成プログラム」  
学校教育編（平成20年3月）、社会教育編（平成21年3月）を参考

---

## 埼玉県人権教育実施方針

---

発行年月 平成25年2月

発行 埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-6895

※ 本誌は、埼玉県教育委員会のホームページ（人権教育課のページ）に掲載しています。



埼玉県のマスコット  
コバトン